

令和2年定例第1回市議会会議録(第1日)

令和2年3月3日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	堤和美
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	農林水産課長	宮崎眞一
副市長	宮寄敬介	商工観光課長	岡俊幸
教育長	待鳥博人	上下水道課長	甲斐田裕士
監査委員	平井常雄	学校教育課長	藤吉裕治
総務部長	西山俊英	都市計画課長	松尾秀勝
保健福祉部長	松尾博	税務課長	吉開照修
市民部長 兼市民課長	築地原良太	社会教育課長	山田利長
環境経済部長	坂田良二	子ども子育て課長	松藤典子
建設都市部長	富重巧斉	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	古賀富美子
教育部長	野田圭一郎	市民課住民係長	大石由美子
消防長	北嶋俊治	健康づくり課 国保年金係 国保担当係長 学校教育課長補佐 兼学校教育係 学務担当係長	堤秀昭
総務課長	椛嶋晋治	市民課長補佐 兼人権・同和对策室長	北嶋淳一郎
財政課長	木村勝幸	福祉事務所副所長 兼福祉総務・障がい福祉係 障がい福祉担当係長	中村栄志
財政課長補佐 兼財政係長	大坪康春	福祉事務所 福祉総務・障がい福祉係 福祉総務担当係長	末吉建
福祉事務所長	木村加代子	健康づくり課医療係長	上田愛
健康づくり課長	田中聡美	介護支援課 介護保険係長	姉川秀樹
環境衛生課長	松尾和久		鬼丸哲也

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査、定期監査）
- (4) 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）
- (5) 施政方針説明
- (6) 議案一括上程
- (7) 提案理由説明
- (8) 同意第1号 教育委員会委員の任命について
- (9) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (10) 議案第1号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第2号 みやま市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 議案第3号 みやま市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第4号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第5号 みやま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (16) 議案第7号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第8号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第9号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第10号 法令の改正に伴う関係条例の規定の整理に関する条例の制定について
- (20) 議案第11号 みやま市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第12号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第13号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- (23) 議案第14号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の制定について
- (24) 議案第15号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第16号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第17号 みやま市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (27) 議案第18号 みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について
- (28) 議案第19号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (29) 議案第20号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (30) 議案第21号 みやま市葬斎場条例を廃止する条例の制定について
- (31) 議案第22号 みやま市道路線の廃止について
- (32) 議案第23号 みやま市道路線の認定について
- (33) 議案第24号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第9号）
- (34) 議案第25号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (35) 議案第26号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (36) 議案第27号 令和元年度みやま市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- (37) 議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算
- (38) 議案第29号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (39) 議案第30号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (40) 議案第31号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (41) 議案第32号 令和2年度みやま市用地特別会計予算
- (42) 議案第33号 令和2年度みやま市上水道事業会計予算
- (43) 議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算
- (44) 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙

午前 9 時 32 分 開会

○議長（荒巻隆伸君）

皆さんおはようございます。ただいまから令和 2 年定例第 1 回みやま市議会を開会してまいります。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会期の決定について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第 1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員会委員長どうぞ。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和 2 年定例第 1 回市議会の運営につきまして、2 月 20 日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、同意 1 件、諮問 1 件、議案 34 件でございます。

本会議の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 19 日までの 17 日間といたします。

その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりますので、御参照方よろしくお願ひ申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

同意第 1 号及び諮問第 1 号につきましては即決といたします。

議案第 1 号から議案第 23 号までのうち、議案第 10 号を除く 22 件の議案につきましては各常任委員会付託といたします。

議案第 10 号の 1 件につきましては全体審議とします。

議案第 24 号から議案第 27 号までの 4 件につきましては即決といたします。

続いて、議案第 28 号から議案第 34 号までの 7 件につきましては予算審査特別委員会付託といたします。

また、今日の新型コロナウイルス感染症対策検討を行うべく、緊急の議会運営委員会を昨日 3 月 2 日に開催いたしました。結果といたしまして、今議会は市民生活に最も影響を与える重要な令和 2 年度の予算が主であるため、あらゆる検討を行いました。当初決定してお

りますとおりの日程といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの17日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの17日間に決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、7番古賀義教君、8番前原武美君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査、定期監査）

○議長（荒巻隆伸君）

日程第3. 監査報告について。

監査委員の報告を求めます。平井監査委員お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

改めておはようございます。

まず、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、令和元年10月分を11月26日、11月分を12月26日、12月分を令和2年1月29日に実施いたしました。

検査の結果、現金の出納及び保管についての各月月末現在における各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払い証憑書類、その他関係諸帳簿と照合いたしま

した結果、何ら非違事項、また、指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

以上が例月出納検査の結果についての御報告でございます。

次に、令和元年度定期監査の結果を御報告申し上げます。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により毎年期日を定めて行うもので、各事業の管理及び出納、その他事務の執行状況を主眼に監査いたしました。

また、事務の執行が合理的かつ能率的に法令等の定めるところに従って適正に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施いたしました。

期日につきましては、令和2年1月16日から2月5日まで行いました。

本年度は、11節の需用費、12節. 役務費、13節. 委託料、14節. 使用料及び賃借料、17節の公有財産購入費について監査を行ったところ、支出事務等は適正に処理をされておりました。特に役務費につきましては、切手等の管理を引き続き厳格にされることを望むものでございます。また、各施設の電話回線等の契約につきましては、必要に応じて整理統合を検討されることを望みます。公有財産につきましては、売却可能な公有財産については計画的かつ早急に売却するよう引き続き取組を進められ、自主財源確保のためにも努められるよう望むところでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も最小の経費で最大の効果を上げるよう、行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものであります。

以上、簡単ではございますが、令和元年度定期監査の結果の御報告といたします。

○議長（荒巻隆伸君）

次に進んでまいります。

日程第4 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

○議長（荒巻隆伸君）

日程第4. 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）について。

まず、柳川みやま土木組合議会の報告を求めます。2番森弘子君お願いします。

○2番（森 弘子君）（登壇）

改めまして皆様おはようございます。令和2年第1回柳川みやま土木組合議会の定例会の報告をします。

去る2月18日に令和2年第1回定例会が開催されました。

議題は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の制定について、監査委員条例の制定について、平成31年度一般会計補正予算と令和2年度一般会計予算について、5件が提案されました。

議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和2年4月1日より会計年度任用職員が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに地方公務員災害補償法第69条の規定により条例を制定するものです。

続いて、監査委員条例の制定については、今まで規約により監査委員の選任や監査は地方自治法の条文に基づいて行っておりましたが、今回、地方自治法第202条の規定に基づき、新たに条例の制定をするものです。

平成31年度一般会計補正予算の今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,642千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を230,123千円とするものです。

補正の内容は、災害復旧事業、農村環境整備事業の事業費の補正と農業水利施設保全対策事業費特別分担金の補正が主な理由です。

次に、令和2年度一般会計予算については、土木組合の使命であります管内水利施設の維持管理に常に完全な用排水の機能を保全するため、年間を通じて施設の一般修繕工事等による整備を行うこと、農村環境整備事業による3地区の水路改良護岸整備工事と1地区の樋門整備工事を行うこと、土地改良施設維持管理適正化事業による8地区の樋門整備工事を行うことの3事業に基づき予算編成が行われ、歳入歳出予算総額228,400千円となりました。

また、みやま市内においては、本年度は一般修繕工事として瀬高町小田地区の護岸整備工事外3地区と補助事業の農村環境整備事業で瀬高町太神地区の護岸整備工事を1か所、また、適正化事業で瀬高町太神地区の樋門整備の3地区が予定されています。

いずれも慎重審議の結果、全て原案のとおり可決しました。

以上で柳川みやま土木組合議会の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告を求めます。15番牛嶋利三君お願いします。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

おはようございます。続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告をさせていただきたいと思えます。

内容そのものは、この間の全協の中で報告をさせていただいておりますけれども、数字等々が入っていなかったものですから、改めて報告をいたします。

去る1月30日、令和2年第1回組合議会定例会が開催をされたところでございます。

本定例会には、会計年度任用職員及び任期付職員に関する条例案2件、そして、監査委員の選任議案、令和元年度一般会計補正予算、それに、令和2年度の一般会計予算、火葬施設建設事業特別会計予算、ごみ焼却施設建設事業特別会計予算の合わせて7議案が上程をされたところでございます。

議案の内容をかいつまんで申し上げますと、条例案につきましては2議案とも国の法律改正に伴って条例を制定するものであります。条例の内容も、みやま市条例に準拠したものとなっております。

監査委員の選任につきましては、現在の監査委員を再任するものでございます。

次に、令和元年度一般会計補正予算につきましては、新火葬施設の供用開始に伴いまして令和2年度に山川町の有峰苑施設を解体することになりますが、建設材の中にアスベスト等々の物質を含んでいるかどうかを事前に調査する必要があるがございますので、その調査費3,900千円を補正するものであります。

次に、令和2年度の予算について御説明申し上げます。

まず、一般会計予算でございますが、新火葬施設「有峰苑みやま柳川」が本年4月から供用開始となりますので、一般会計予算は主として新火葬施設の運営費をつかさどる予算となっております。

新火葬施設では年間約1,600件の火葬を予測しており、それに必要な年間の運営費は約57,700千円となっております。

一般会計の大きな特徴は、令和2年度から市内居住者につきましても火葬料を徴収することでございます。したがって、火葬料収入は市外居住者の火葬料を含めて16,815千円が計上されております。

なお、一般会計予算の中には有峰苑の解体工事費約77,000千円も含まれておりますので、予

算総額は158,253千円となっております。

次に、火葬施設建設事業特別会計予算について御説明申し上げます。

新火葬施設はこの4月から業務を開始いたしますが、令和2年度も引き続き第2期工事を行います。工事の内容は、瀬高葬斎場跡地の整備工事が主なものとなっておりますが、この2期工事の完了をもって全体事業が完成することになります。したがって、特別会計予算は工事費を中心に総額115,686千円となっております。令和2年度は工事量が大幅に減少しますので、当然ながら前年度予算と比較して大きな減額となっております。

次に、ごみ焼却施設建設事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

ごみ焼却施設の建設につきましては、現在、2年後の令和4年2月の供用開始を目指して工事を進めております。令和元年度の工事は主として基礎工事を行ってまいりましたが、ほぼこの工事も終了いたしましたので、令和2年度からはいよいよ建屋の工事、あるいは焼却炉など設備の設置工事に取りかかることとなります。したがって、令和2年度のごみ焼却施設建設特別会計予算は事業量が大幅に増加をいたしますので、4,348,146千円と前年度予算の8倍を越す伸びとなっておりますのでございます。

今後工事が順調に進みますと、令和2年度末の事業進捗率は42.3%となる見込みとなっております。

以上、議案の内容を申し上げましたが、議会では議案を慎重に審議した結果、全議案とも可決、承認したことを御報告いたします。

以上、有明生活環境施設組合議会の報告を終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、私のほうから福岡県南広域水道企業団議会の報告をさせていただきます。

当企業団議会は、令和2年2月26日に第1回定例会が開催されました。

定例会に上程された令和2年度福岡県南広域水道企業団用水供給事業会計予算など6議案は全て可決をされました。

当企業団では、安全で良質な水の安定供給により県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献するとの基本目標を定め、福岡県南地域の生活基盤である水道施設の整備を進めております。

第2期拡張事業の主たる水源である大山ダムは平成24年度に完成し、平成25年度から管理を開始し、構成団体への水道水の安定供給へ大きく寄与しています。取水施設、導水施設及

び浄水施設に係る工事をおおむね完了し、現在、送水施設の工事を令和4年度完成を目標として実施しているところです。

また、令和元年度完成予定の小石原川ダムを水源とした第3期拡張事業については、国から事業変更認可を得て、現在、水利権協議を行っております。今後ダム完成後の取水開始に向けた取水施設の整備を令和2年度に実施する予定であります。

用水供給の状況といたしましては、令和2年度の1日平均供給水量は10万1,708立方メートルで、前年度と比較して1,909立方メートル増加しております。年間供給水量を3,712万3,000立方メートルと見込んでおります。

続いて、令和2年度予算の概要について申し上げます。

収益的収支について、事業収益は4,674,018千円で、事業費用は4,079,587千円です。事業収益から事業費用を差し引いた594,431千円が当年度利益として計上されております。

資本的収支については、資本的収入が2,353,040千円に対し、資本的支出は4,926,775千円です。差引き2,573,735千円の不足については、全額、消費税資本的収支調整額及び収益的収支で生じた内部留保資金で補填する予定であります。

以上、簡単ではございますけれども、報告を終わります。

日程第5 施政方針説明

○議長（荒巻隆伸君）

続きまして、日程第5．市長の施政方針の説明を求めてまいります。松嶋市長どうぞ。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、施政方針を述べさせていただきます。

本日、ここに令和2年第1回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、本市の市政運営に当たりまして日頃より御理解、御支援を賜り、衷心より感謝を申し上げます。

本議会に提案いたします議案の説明に先立ちまして、新年度の市政運営に対します施政方針を申し上げ、議員各位をはじめ、広く市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

本年は、東京オリンピック・パラリンピックの年でございます。世界中から多くの人々が我が国を訪れ、注目される1年となります。

本市では、柳川市と共にオセアニア諸国オリンピックキャンプ団を受け入れ、市民の皆様との交流を深めるとともに、パラリンピックの採火式を執り行い、大会を盛り上げてまいります。

さて、昨年を振り返りますと、5月に新しく天皇陛下が即位され、平成から令和の時代へと変わりました。

9月にはラグビーワールドカップが開催されました。日本代表チームの歴史的な大躍進に加え、「ONE TEAM」の合い言葉の下、世界の強豪に立ち向かう姿は大きな感動を与えました。この「ONE TEAM」の精神は市政運営にも通じるものであります。市民の皆様、議会、そして執行部が「オールみやま」としてスクラムを組み、「ONE TEAM」となって本市のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

一方では、記録的な豪雨や度重なる台風などの災害が相次ぎ、本市においても特別警報が発令されるなど、市民の皆様の安全で安心な暮らしを守ることの難しさや厳しさを感じているところでございます。いつ災害が起きてもおかしくない、そうした認識の下、災害時には迅速で適切な対応により、被害を少しでも抑えられるよう防災・減災への取組を皆様と共に進めてまいる所存であります。

次に、経済情勢に目を向けますと、国が示しております令和2年1月の月例経済報告では、景気判断を「景気は、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している」と据え置きました。しかし、景気の先行きにつきましては、アメリカとイランとの対立で緊張を増す中東情勢や、中国から広がっている新型コロナウイルスの感染拡大の影響などがあり、今後の動向に注視する必要があります。

また、本市の財政状況に目を移しますと、平成30年度の決算においては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.4%となり、前年度より硬直化が進んできました。現在、（仮称）みやま市総合市民センター建設をはじめ、柳川市との共同によるごみ処理施設の建設や最終処分場の増設など、大型の建設事業に取り組んでおります。こうした状況に対応しつつ、持続可能な行財政運営の実現を図る観点から、『「成長」と「健全化」が両立しうる財政基盤の構築』を目指し、市政を進めてまいる所存であります。

次に、人口減少社会に対応できる地方創生への取組でございますが、国は2060年までを目標に人口減少問題の克服と成長力の確保を掲げ、「人口減少の歯止め」、「東京一極集中の是正」、「経済格差の解消」に向けた戦略を進めております。

あわせまして、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）や、IoT、AI等の先端技術を社会生活に取り入れることで、経済発展と社会的課題の解決を両立する「Society5.0」という新たな取組が地方創生へ向けた展開として位置づけられているところであります。

これまで本市では、第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略により、人口減少に歯止めをかける各種施策を推進してまいりましたが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では非常に厳しい推計値が示されております。

この人口減少社会に対応するには、「自助」、「共助」、「公助」により地域課題を解決する社会を創出し、相互に協力し合える「協働社会」の仕組みを構築していくことが重要であります。そして、本市のよさを生かして、抱えている課題を一つ一つ着実に解決しながら、新たな施策にチャレンジしていくことで、「まち」が発展し、希望ある将来に向けた可能性を見いだすことができると考えております。

市民の皆様が希望を持てる「まち」、「住みたい、住み続けたい」と選ばれる「まち」、そして、移り変わる時代の様々な変化に適応できる自治体を目指し、全力を挙げて市政運営に取り組んでまいり所存であります。

それでは、「まち」の可能性を引き出しながら、持続可能な質の高い行政サービスを実現するため、令和2年度の主な事業につきまして、「第2次みやま市総合計画」の基本計画に掲げます7つの政策分野に沿って御説明いたします。

初めに、「魅力あふれる住みやすいまちづくり」について申し上げます。

まず、計画的な土地利用の推進についてでございます。

みやま市都市計画マスタープランに基づき、社会経済情勢や地域状況の変化などに的確に対応しつつ、総合計画や県の施策等との整合性を図りながら、計画的な利用促進に努めてまいります。

また、国土調査事業につきましては、進捗率が97%で、残りは下庄の一部と海津及び竹飯地区のみとなりました。令和5年度の完了を目指し、地籍調査事業を推進してまいります。

次に、利便性の高い地域交通体系の整備についてでございます。

集落間を結ぶ幹線道路の整備は、経済効果が期待されることから、尾野河原内線や坂田竹飯線などの整備に取り組んでまいります。

また、本市が管理する道路及び橋梁の老朽化が進行しており、「市道舗装個別計画」や

「橋りょう長寿命化計画」に基づき、維持管理費や補修費などの平準化を図りながら老朽化対策を進めてまいります。

さらに、瀬高駅八幡1号線のバリアフリー化に着手し、人に優しい道づくりを推進してまいります。

JR渡瀬駅周辺の高田拠点活性化事業では、駅前広場の整備を進め、人や物の流れを一層活発にし、にぎわいを創出いたします。

コミュニティバスの運行事業では、ルートやダイヤ等の改正など様々な観点からの検証を行い、市民の皆様の交通手段の確保と利便性の向上に努めます。

次に、良好な住宅環境の整備についてでございます。

空き家対策では、空き家所有者への意向調査結果を踏まえまして、適正管理の促進を図るとともに、保安上危険な老朽家屋等の除去に係る補助を引き続き実施してまいります。

また、公営住宅等の維持管理につきましては、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、適切な点検、修繕など計画的な整備に努めます。

次に、上下水道の整備についてでございます。

まず、上水道事業では、瀬高、高田地区の配水管が老朽化し、更新の時期を迎えております。漏水が多発する区域を中心に布設替えを計画的に進めるとともに、瀬高地区の配水池の整備に着手し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道事業では、公共下水道整備計画に基づき、文廣地区内と下庄緑町地区内の管渠敷設工事を実施してまいります。

さらに、下水道事業におきまして公営企業会計を適用し、経営、資産等の正確な把握や弾力的な経営等の実現を目指してまいります。

次に、高度情報通信基盤の活用についてでございます。

ホームページやフェイスブックなどのSNSを有効に活用した特産品及び観光等のPRを行い、各種産業において情報・通信技術を活用した産業振興を推進してまいります。

次に、移住・定住の促進についてでございます。

新たに子育て世代がマイホームを取得する際の助成や、地域おこし協力隊が起業するための支援制度などを創設してまいります。

また、引き続き若手メンバーによる「地方創生未来会議」を開催し、地方創生の御意見をいただきながら、本市の将来像を描いてまいります。

2点目の「自然を育む安全安心なまちづくり」について申し上げます。

まず、自然環境の保全についてでございます。

環境の保全に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、第2次みやま市環境基本計画を策定いたします。この計画は、本市の環境に関する関連計画の最上位に位置づけられるものであります。改定に当たりましては、若い世代を含め、広く市民の声を反映しながら計画を策定してまいります。

次に、地域が一体となった循環型社会の形成についてでございます。

生ごみの資源化・液肥による循環型農業は、市民の皆様の御協力により順調に進んでおり、全国からの視察も多く、また、環境省をはじめ、大学等においてバイオマスセンター事業の研究が数多く取り組まれております。

加えまして、燃やすごみの削減による地球温暖化の防止とごみ処理コストの削減に向けた環境教育の推進、環境講演会等の開催により、市民の皆様の意識を醸成し、環境に優しいまちづくりを構築してまいります。

次に、エネルギー政策の推進についてでございます。

地域新電力事業に対する市民の皆様の御理解、御支援をお願いし、エネルギーの地産地消の推進や再生可能エネルギーの普及など、活力ある循環型社会の構築を目指してまいります。また、ドイツのラインフンスリュック郡との国際交流事業を継続してまいります。

次に、防災対策の推進についてでございます。

ハード面では、海岸保全施設の整備、河川の改修、崖崩れの防止や急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進してまいります。加えて、防災重点ため池の耐震調査を実施いたします。

災害対応面では、「みやま市地域防災計画」に基づき、市全体で迅速、適切に対応できるよう体制の確立に努めてまいります。災害対策本部会議場に大型モニターを設置し、気象庁からのネット情報を共有するなど、より適切な指示が出せる体制を整備いたします。

防災情報伝達手段の強化では、土砂災害時に孤立が想定される地区に無線機とポータブル発電機を整備し、さらに、洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域まで防災ラジオの貸与範囲を拡大いたします。

また、市民の皆様へ災害危険度を周知するために、高潮ハザードマップや防災重点ため池のハザードマップを作成し、災害時の避難対応につなげてまいります。

避難体制の強化では、自主防災組織の設立に対する支援を継続し、また、全ての指定避難所にポータブル発電機を設置いたします。

内水氾濫防止などの雨水対策では、老朽化した下庄雨水ポンプ場の長寿命化を図るため、機械電気設備を更新してまいります。

次に、消防・救急体制の充実についてでございます。

筑後地域消防通信指令センターの中間整備費を負担し、広域的な消防防災体制を充実、強化してまいります。

また、年々増加する救急要請に対応するため、救急救命士及び救急隊員の知識、技術の習得を図り、市民の安全・安心を守る体制づくりを推進してまいります。

さらに、地域防災力の充実、強化のため、消防団員の技術向上に努めてまいります。消防団活動時に必要な非常用発電機や照明器具を配備し、老朽化している南第2分団及び水上第1分団の消防ポンプ車を更新いたします。

次に、防犯対策・交通安全対策の推進についてでございます。

安全安心まちづくり推進協議会や防犯協会などの関係機関と連携し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。

また、明るいまちづくりに向け、LED型防犯灯への取替えを促進するなど、地域との連携による防犯対策の充実、強化に取り組んでまいります。

交通安全対策では、カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設の整備を促進し、加えまして、交通事故の抑止に向けた高齢者の運転免許証自主返納支援事業を周知してまいります。

3点目の「地域の特色を生かした活力あるまちづくり」について申し上げます。

まずは、農林水産業の振興についてでございます。

農業の振興では、大型農業機械の導入や老朽化した土地改良施設の機能回復などにより、生産力の強化や農業所得の向上を図り、さらなる振興に努めてまいります。

また、国の政策を注視しながら、強い農業への転換や競争力の強化に向け、県、JA南筑後など関係機関と連携し、消費者需要に応じた農産物等の安定供給を支援してまいります。

また、みやま野菜の知名度向上のため、シティプロモーション戦略による「晴れのまちなみやま野菜 ブランディング」事業を展開し、県内をはじめ、全国の物産展などでの本市特産品のPRに努めてまいります。

6次化産業の推進では、商品開発のための地域協議会を立ち上げ、本市の特性に応じた加工品づくりを支援してまいります。

また、農業宿泊体験などにより本市に滞在していただき、この豊かな自然、文化、人々との交流を通して余暇を楽しんでいただくグリーンツーリズム事業に取り組んでまいります。

農業基盤整備につきましては、三池干拓のパイプライン事業のほか、山川町甲田地区の山間地基盤整備事業を、また、三池干拓高田地区の老朽化した貯水堀の改修事業を進めてまいります。

有害鳥獣対策では、猟友会など駆除組織の体制強化を図ります。また、イノシシなどの侵入防止柵の助成や駆除に係る人的支援を実施いたします。

竹林整備では、森林環境譲与税を活用して、放置竹林や栽培竹林及び作業道路を整備してまいります。

漁業の振興では、江浦漁港の照明器具のLED化や防犯カメラの設置など施設環境を整備し、また、赤水対策を助成し、地域の環境保全に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてでございます。

JR瀬高駅周辺を拠点とした市街地の活性化に向けた「JR瀬高駅周辺活性化計画」の策定に取り組んでまいります。

あわせまして、商店街の活性化のために次世代のまちづくりの担い手を育成してまいります。

また、好評の「みやマルシェ」を支援し、市街地におけるみやまの食やお土産の出店機会を増やし、にぎわいと交流の場の創出に努めてまいります。

さらには、商工会主催の創業塾や新規創業者の支援及び空き店舗の利活用などにより商業の活性化に努めてまいります。

次に、企業誘致の推進についてでございます。

みやま柳川インターチェンジ、国道443号線バイパス及び有明海沿岸道路などの交通の利便性を生かした誘致活動を推進してまいります。本年度は企業立地意向調査を実施、企業の設備投資に関する情報の収集に努めてまいります。

また、インター周辺の産業団地の予定地では、農村産業法による産業団地の造成に向けて、引き続き実施設計及び埋蔵文化財発掘調査を実施いたします。

次に、観光の振興についてでございます。

観光事業につきましては、本市が持つ多様な地域資源を生かし、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進してまいります。

好評をいただいております九州オルレ「みやま・清水山コース」では、趣向を凝らしたイベント等により国内外からの来客を増やし、地域経済の活性化につなげてまいります。

また、観光協会との連携を強化し、地域の観光資源を総合的にプロデュースする体制を整備するとともに、インスタグラムを活用したフォトコンテストなどによる情報発信に取り組んでまいります。

さらには、「シティプロモーション戦略」の推進により、市の知名度向上はもちろん、市内外にみやまファンをつくり、関係人口の増加に努めてまいります。

4点目の「健やかに暮らせる福祉のまちづくり」について申し上げます。

まず、健康づくりの推進についてでございます。

保健推進員活動を支援し、特定健康診査や各種がん検診等の受診勧奨を積極的に推進してまいります。

胃がん検診では、胃の内視鏡検査を導入し、がんの早期発見に取り組んでまいります。

住民健診の受診率向上対策では、集団健診の予約方法を現在の郵送による方法から電話予約に変更し、併せてインターネット予約を開始することで、利便性及び受診率の向上に努めてまいります。

また、40歳未満の末期がん患者の在宅生活を支援し、患者やその家族の身体的・経済的負担を軽減するために、若年がん患者在宅ターミナルケア支援事業を実施いたします。

次に、安心して産み、育てられる子育て支援の推進についてでございます。

将来を担う子供を安心して産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を充実させるために、昨年、子育て世代を包括的に支援する「みやま子育てサポートセンター」を開設いたしました。ワンストップの相談拠点として機能強化に努めてまいります。

また、母子手帳アプリを新たに導入いたします。母子健康手帳と併用しながら、スマートフォン等で子供の健康や成長を記録するとともに、併せて子育てに必要な情報を提供いたします。

放課後児童クラブ事業では、対象児童の増加などに対応できるよう体制強化を図り、統合後の瀬高小学校の放課後児童クラブの施設整備事業など、施設の利用環境を整えてまいりま

す。

保育事業では、多様な保護者のニーズに応えるために、延長保育、一時預かり保育などの特別保育事業や病児・病後児保育の充実に努めてまいります。

子育ての負担軽減ですが、国の保育料無償化の対象外となる3歳未満児に対する保育料の軽減措置及び中学校3年生までの子ども医療費の助成制度は継続して実施してまいります。

加えまして、学校給食費の助成では、これまでの第3子以降の半額助成を第2子以降の半額助成と拡充いたします。

次に、生涯現役のまちづくりの推進についてでございます。

本市の高齢化率は、令和元年10月現在において37.0%となっております。令和7年には団塊の世代が後期高齢者となるなど人口構造が大きく変化していく中で、超高齢社会への対応といたしまして様々な取組が求められており、健康寿命の延伸が非常に重要な視点となっております。

健康長寿のまちづくりでは、市民の皆様の生きがいづくりや自己実現による健康長寿を目指してまいります。そのために、介護予防や就労の支援、生涯学習や公民館活動など様々な取組を推進してまいります。

また、「第8期介護保険事業計画」及び「高齢者保健福祉計画」を策定し、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業の充実や、在宅医療と介護の連携強化、生活支援体制の整備、認知症対策、地域ケア会議の推進など事業を包括的に推進し、地域包括ケアシステムの構築を図ってまいります。

さらに、介護保険サービス事業所の人材確保を図り、介護サービスの安定供給に資するため、介護職員の初任者研修に係る経費を支援いたします。

あわせまして、地域の実情に応じて誰でも参加できる介護予防活動の展開を目指して、地域における居場所・通いの場づくりの事業を積極的に推進いたします。

新たに、医療・介護データの分析結果を用い、国民健康保険事業との連続的な支援を含む重症化予防等の取組や、介護予防などの地域支援事業との連携など、保健事業と介護予防の一体的な取組を推進してまいります。

次に、障がい者がいきいき暮らせる環境づくりの推進についてでございます。

障がい者が地域社会の中で生きがいを持って暮らせる環境を整備することは大変重要なこととあります。「第2次障がい者基本計画」等を推進し、個性を尊重しながら、共生する社

会の実現に向けた福祉サービスを充実してまいります。

また、相談件数が増加していることから、現行の委託相談支援事業所を、地域における相談支援の中核的役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」として機能充実を図り、相談支援体制を強化してまいります。

次に、低所得者福祉についてでございます。

生活保護被保護者に対し、レセプトデータ等を活用した健康管理支援事業を展開し、病気の早期発見や治療中断の解消を図るなど被保護者の健康管理を支援しながら、医療扶助費の適正化を推進してまいります。

次に、社会保障制度の充実についてでございます。

国民健康保険制度につきましては、平成30年度からの広域化により県と県内市町村の共同運営となりました。本市におきましては、資格管理や保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業などを担っております。今回、大幅な財源不足により保険税率の引上げをお願いしております。歳入を確保しながら医療費適正化対策の推進による歳出抑制に努め、安定的な事業運営に努めてまいります。

5点目の「豊かなこころを育むまちづくり」について申し上げます。

まず、生きる力を育む学校教育の充実についてでございます。

新しい学習指導要領では、子供たちが学んだことを人生や社会に生かす力を育むことが求められております。

本市におきましても、児童・生徒が夢や目標を持ち、主体的に進路を選択、決定し、生涯にわたって自己実現ができる能力や態度を育成するため、キャリア教育や異校種連携を推進してまいります。

また、人権教育や道徳教育を要としながら、学力向上プランに基づく学習活動や児童・生徒の実態に応じたきめ細かな学習指導を展開してまいります。

さらに、ICTを活用した教育推進のためのWi-FiやLAN整備に取り組むとともに、引き続き学校再編計画による学校統合を進めてまいります。

次に、地域教育力の充実についてでございます。

コミュニティスクールと地域学校協働本部の連携を深め、地域の人材を生かした学校支援活動、放課後体験活動、放課後学習支援活動を推進してまいります。その一つとして、みやま市子ども未来塾放課後学習教室を大江小学校、岩田小学校、高田中学校に拡大いたします。

次に、生涯学習の推進についてでございます。

市民の皆様が生涯にわたって気軽に学べる魅力ある学習講座の充実や地域公民館における自主的な研修会、サークル活動を支援してまいります。そのために、生涯学習ボランティアや地域リーダーの育成、推進体制の整備に努めてまいります。

次に、スポーツの振興についてでございます。

2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、さらに市民の皆様のスポーツに対する意識の高揚に努めてまいります。

オリンピックホストタウンとしてオセアニア諸国からの水泳選手団を受け入れ、市民レベルの交流を図るとともに、トレーニング会場となる県営プールをはじめ、筑後広域公園の活用を促進してまいります。

また、パラリンピック聖火の採火式の実施、パラスポーツ、障がい者スポーツを推進してまいります。

次に、文化・芸術の振興と文化財の保護・活用についてでございます。

市民の皆様の自主的な文化・芸術活動や地域に残る伝統芸能の保護、継承について引き続き支援をしてまいります。

最終年度を迎えます市史編さん事業では、これまでに刊行した市史の内容を誰にでも分かりやすく編集した「普及版」を発刊いたします。

次に、多様な交流の推進についてでございます。

アジア太平洋子ども会議のホームステイ事業やオリンピックホストタウン交流の充実を図ってまいります。また、オルレイVENT等を通じた交流人口の増加に努めてまいります。

6点目の「協働で進めるまちづくり」について申し上げます。

まずは、住民参画によるまちづくりの推進についてでございます。

広報紙、ホームページ等の媒体を通じた的確で分かりやすい情報の提供に努めるとともに、主要な計画を策定する際にはパブリックコメントを実施するなど、広聴制度を周知してまいります。

また、引き続き市民の皆様と行政の協働による魅力あるまちづくりを推進するために、主体的に取り組む団体を支援してまいります。

次に、人権尊重や男女共同参画のまちづくりの推進についてでございます。

人権問題が多様化、複雑化してきている中、人権意識を高め、お互いの多様性を認め合う

ことはとても大切なことであり、そのための人権教育の推進、相談体制の充実及び人権尊重の理念の啓発に努めてまいります。

現在の「みやま市男女共同参画基本計画」の計画期間が来年度で終了することから、その総仕上げに取り組むとともに、第2次の計画策定に着手し、女性が仕事や地域活動などにおいて積極的に参画できる社会の構築を進めてまいります。

最後に、7点目の「健全で効率的な行財政運営」について申し上げます。

まず、簡素で効率的な行政運営の推進についてでございます。

多様化、高度化する住民ニーズに対応できる組織の構築に努めてまいります。

大規模な自然災害などの不測の事態に的確に対応するため、総務課に防災対策室を設置し、自衛隊OBを任期付職員として任用いたします。

また、教育部局に教育総務課を設置し、学校再編の推進に関する事業を学校教育課から移行するとともに、教育部局の会計年度任用職員の給与及び教育施設の維持管理を統括することといたします。

職員の資質向上では、引き続き定住自立圏構想による大牟田市との人事交流や県の市町村支援課への実務研修を実施してまいります。

次に、持続可能で健全な行政運営の推進についてでございます。

財政状況は、（仮称）みやま市総合市民センター建設などの大型プロジェクトによる財政出動により基金が減少し、地方債残高が増加する見込みとなっております。このことから、「持続可能なまち」とするために第3次行政改革大綱を確実に実行してまいります。

また、ふるさと納税の拡充や国、県の補助金をできる限り確保することにより、一般財源の負担軽減を図ります。

さらに、徴収率向上のための徴収対策アドバイザーの配置や、航空写真の活用による固定資産税の適正な課税など、歳入の確保に努めてまいります。

以上申し上げました総合計画の7つの政策を中心に予算編成を行った結果、一般会計当初の予算額は、これまでの最大規模である19,577,000千円を計上いたしております。

総合計画に掲げております本市の将来像、「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち」を目指し、持続可能な魅力あるまちづくりの実現に向け、全力で取り組んでまいり所存でございます。

結びに、議員の皆様をはじめ、市民の皆様の御支援、御協力を心からお願い申し上げ、私

の施政方針とさせていただきます。

長時間の御清聴、誠にありがとうございました。

○議長（荒巻隆伸君）

お疲れさまでした。

日程第6 議案一括上程

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第6．議案の一括上程を行います。

同意第1号の1件、諮問第1号の1件、議案第1号から第34号までの34件を一括議題といたします。

ここで暫時休憩をいたします。10時55分に再開したいと思います。

それから、議会運営委員会の中での申合せと申しますか、お話がありましたが、休憩時間、議場の換気を促すということで、今からちょっと窓を開けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

日程第7 提案理由説明

○議長（荒巻隆伸君）

日程第7．提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

さて、本議会に御提案いたします議案の概略につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております同意第1号 教育委員会委員の任命についてから議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算までの36件でございます。

内訳といたしましては、同意案件1件、諮問案件1件、議案につきましては34件を御提案いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第8 同意第1号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第8．同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

同意第1号 教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、樺島靖子氏の任期が令和2年3月31日で満了するのに伴い、同委員をみやま市教育委員会委員に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

樺島氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第1号の討論について、ただいまのところ通告はあっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。同意第1号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、同意第1号 教育委員会委員の任命については同意することに決定をいたしました。

日程第9 諮問第1号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第9. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、松藤春樹氏の任期が令和2年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として、再度、松藤氏を法務大臣に推薦したいので、議会へ諮問するものでございます。

松藤氏につきましては、お手元の資料に略歴を掲載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御意見賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。諮問第1号の討論については、ただいまのところ通告がっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件については適任であるという意見を答申したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することを決定いたしました。

日程第10 議案第1号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第10. 議案第1号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）（登壇）

改めまして、おはようございます。それでは、議案第1号 みやま市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、みやま市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容としましては、これまで印鑑登録ができないとされていた成年被後見人につきまして、法定代理人が同行しており、かつ被後見人本人の申請または届出があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、その申請または届出を受け付けることができるとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

ただいまの説明の中の成年被後見人を意思能力を有しないものという表現、文言ですね、この変更の理由を明確にお願いします。この意思能力を有しないものとした理由をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）

これまでにつきましては、成年被後見人さんにつきましては印鑑登録ができないというふうに規定がされておったものでございます。法改正がありまして、成年被後見人さんは一律でそういうことができないということにはできないという法改正が行われまして、今回、後見人さんが同行しておりまして、かつ本人の意思能力が確認できた場合には受付ができるものとするということに改正するものでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

後見人が同行すればという解釈をしなければいけないということですか。

○議長（荒巻隆伸君）

築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）

法改正によりまして同行が必要ということになっております。本人さんだけでは駄目というところでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

意思能力を有しないものの判断というのは、後見人さんの判断ですか。

○議長（荒巻隆伸君）

築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）

まず、後見人さんの判断もごきますし、被後見人さんに窓口に来ていただきまして、どうい目的でお見えになったかということをごすね、印鑑登録をしたいという旨の御発言をいただければ、その意思があるということご判断したいというふうにご考えております。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにごきませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにないようごきごます。質疑なしと認めます。これご質疑を終わります。

ただいま議題となつてごます議案第1号は総務常任委員会に付託することにしたご思ごいます。御異議ごきませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よつて、議案第1号は総務常任委員会に付託することご決定をいたしました。

日程第11 議案第2号

○議長（荒巻隆伸君）

次に、日程第11. 議案第2号 みやま市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様こんにちは。それでは、議案第2号 みやま市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、行政組織所掌事務の見直しに伴い、これまで企画振興課で所管してごりました空家等対策に関する業務を都市計画課へ移管することから、本条例を改正するものごきごます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、可決いただきますようご願ごい申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ごきませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第2号は総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第12 議案第3号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第12. 議案第3号 みやま市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第3号 みやま市コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、コミュニティバスにつきまして、市総合保健福祉センターとのセット券を発行するため、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、市が運行するコミュニティバスについて、市内に住所を有する65歳以上の高齢者及び障がい者の利用に限定したバス2回分の使用料と総合保健福祉センター1回分の一般使用料のセット券を販売し、利用者の拡大を図るものでございます。

セット券の金額といたしましては、バス使用2回分100円とセンター使用1回分100円の合計200円分を半額の100円とし、20枚つづりの2千円で発行するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第13 議案第4号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第13. 議案第4号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第4号 みやま市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、特別職非常勤職員の任用が厳格化されたことから、本市の特別職非常勤職員の見直しに合わせて市の附属機関を整理したものでございます。

市が設置する委員会等の組織のうち、合議制が取られているか、諮問に対する答申等を行っているかなど、その運営形態を検証し、附属機関としての機能を有すると判断した13の委員会を追加し、既に担業務を終了している1委員会を削除するものでございます。

また、委員会の組織につきまして、臨時委員、部会等の任意の設置規定や委員の守秘義務についても併せて追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 議案第5号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第14. 議案第5号 みやま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第5号 みやま市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、下水道事業の公営企業化及び任期付職員制度の導入に伴い、職員定数を見直すものでございます。

令和2年度より下水道事業を公営企業会計に移行することから、下水道関連職員数を市長部局から公営企業の事務部局に異動し、また、任期付職員の採用により、市長部局に1名、教育委員会の事務部局に4名をそれぞれ加えております。

これらにより、職員定数は380名から385名に増員いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

まず、端的にお尋ねしますが、トータルで言うと、380名が385名ということでプラス5名、もともと合併当初から、2人退職したら1人採用という計画があつて、10年間かけて370名ぐらいに持ってきたんですけど、ここ最近、再任用という制度があつて、こういうふうに今回も条例で変わりますが、トータル的に人数も頭数的には増えて、予算もどんどん膨れ上がっていますよね、人件費が。その辺、どう計画を考えてあるのか、説明をお願いし

ます。

○議長（荒巻隆伸君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

お答えいたします。

条例で定める職員定数は、今御説明申し上げましたように、市の正規職員並びに任期付職員、その範疇の中でこの定数を規定しておりますけれども、今度新たに制定いたします会計年度任用職員——非常勤職員になりますけれども、それと再任用職員、短時間勤務職員、それはこの定数の中には入っておりませんので、予算資料の中から見ただけであれば、会計年度任用職員は258名で再任用職員は30名というのが、職員数としてはまだあるわけでございます。

それで、合併当初から職員の数については、スケールメリットを生かしながらということで、378名を目指してということでの協議がなされ、それに向けて削減してまいりました。再任用のカウントも2名から、退職するなら1名採用というふうなあらかたのそういう方向性で採用も進めてきたわけでございます。

今回新たに会計年度任用職員につきましては、期末手当とかそういうふうな手当を支給することになります。これまで嘱託とか臨時職員とかで任用をしていた予算枠から比べれば、70,000千円を超える予算オーバーというふうになってまいります。

それで、議員御指摘のように、その職員定数をどう考えていくのかといったことにつきましては、今まで職員定数については、先ほど申しました正規の職員を中心に定員適正化を検討してまいりましたが、これは総体的に、今申し上げました地方公務員法における職員の在り方が多角的になってまいりましたので、そういった要因全てを含めた中での定員の管理について検討していかなければならないというふうに思っております。

第3次の行革大綱にありますように、やはり職員の人件費につきましては、これ以上増やしていくことはなかなかできないと思っておりますので、縮減に向けてさらなる努力を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

部長のおっしゃる内容は重々分かります。ただ、私が申し上げたいのは、合併当初、今申し上げたように、2名退職で1名採用ということで減を目指して370名台に減らしてきた中で、今、こういう再任用を含めた雇用の形態が変わってきています。

いずれにしても、予算的にはどんどん毎年膨れ上がって行って、部長がおっしゃったとおり、縮減していかないかんというのがありますけど、私が知る限りでは、今のところ、例えば、あと10年先の計画というのはまだ出ていないですよ、具体的な人数を。その辺を含めて、今後、市長も含めてきっちり計画を立てた減額というんですか、節減に向けて頑張ってくださいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ないようでございます。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第15 議案第6号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第15. 議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第6号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関連する13の条例の改正及び廃止を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、従前の嘱託職員の規定の改正や、単純労務職や水道事

業会計等での会計年度任用職員の取扱いの規定、また、社会教育指導員等の非常勤特別職について、新たに会計年度任用職員とされたことにより生じた規定の改正など、所要の改正を行っております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第16 議案第7号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第16. 議案第7号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第7号 みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及びみやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、会計年度任用職員制度の導入により所要の改正を行うほか、育児休業に関する規定について改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしまして、みやま市職員の育児休業等に関する条例では、職員の育児短時間勤務制度を新たに加え、育児休業取得対象範囲を会計年度任用職員等の非常勤職員まで拡充し、併せて取得対象となる子の範囲などを定めるものでございます。

また、みやま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例では、育児短時間勤務取得者に対する勤務時間などについて定めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第17 議案第8号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第17. 議案第8号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第8号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法改正に伴う特別職が厳格化されたことから、職や附属機関の見直しを行った結果、会計年度任用職員及び私人と整理されました職につきまして、別表より削除するとともに、新たに附属機関となった委員会等の委員について追加し、報酬額を定めるものです。

また、併せまして国政選挙等の期日前投票所における選挙管理者等の従事者について、交代制を実施することができるよう条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し

上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第18 議案第9号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第18. 議案第9号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第9号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和2年度から採用予定の防災専門職員を任期付職員として採用することから、その給与を定めることや消防職員の特殊勤務手当に関し、必要な改正を行うものでございます。

今回の改正では、任期付短時間勤務職員の給与の計算に関する規定を追加することといたしております。

また、消防職員の特殊勤務手当につきましては、救急出動の際の救急救命士の資格を有する者の手当の増額及び災害派遣の際の手当を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第19 議案第10号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第19. 議案第10号 法令の改正に伴う関係条例の規定の整理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第10号 法令の改正に伴う関係条例の規定の整理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国の法令改正に伴い、字句の変更や根拠条文の条ずれなどが生じた条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正する内容につきましては、資料にお示ししております8つの法律の改正によります11の条例の改正となります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいま議題となっています議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定をいたしま

した。

日程第20 議案第11号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第20. 議案第11号 みやま市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第11号 みやま市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、下水道事業会計の地方公営企業法適用等に伴い、特別会計を整理する必要があるため、条例を改正するものでございます。

内容につきましては、令和2年度より公営企業会計へと移行します下水道の3つの特別会計につきまして削除いたしますとともに、合併時よりございました温泉施設特別会計につきまして、合併後、予算を計上したことがなく、また、今後の計上の見込みも現時点においてないことから、併せて削除するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第11号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第21 議案第12号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第21. 議案第12号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）（登壇）

議案第12号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、国民健康保険の給付費等に基づいて算定した国民健康保険税の必要額を課するため、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で成り立っております関係上、区分ごとに御説明をさせていただきます。

まず、医療給付費分につきましては、所得割率を8.3%から8.63%に、被保険者均等割額を23千円から31,098円に、世帯別平等割額を26千円から33,306円に改めるものでございます。

次に、後期高齢者支援金分につきましては、所得割額を2.3%から2.53%に、被保険者均等割額を7千円から8,940円に、世帯別平等割額を6千円から9,575円に改めるものでございます。

続きまして、介護納付金分につきましては、所得割額を2.1%から2.16%に、被保険者均等割額を9千円から9,819円に、世帯別平等割額を7千円から7,687円に改めるものでございます。

以上の改正に伴い、低所得者に対する税の減額や減免等につきましても、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表及び改正内容の資料を添付しておりますので、御参照をお願い申し上げます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

勉強会を関係部から開いてもらって、内容を熟知しておるんで、その際にお問い合わせしたんですけど——お願いというかな、御意見をということ。平成30年に統一されて、上がり方がかなり大きいんですね。そういうところで、市長も十分分かっていただいております。

とは、施政方針の中でもそのことは言われたんですけど、他市を見ると据え置きとか、そういうところもあるんですよ。

私が言いたいのは、激変緩和的な措置を講じることも一つの施策としてあると思うんですけど、勉強会では部長のほうにも話しておるんですけど、なかなか財源が伴うことだから難しいことは分かっておるんですけど、そういうところの模索というかな、そういうことについてはどういうふうを考えておられますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、末吉議員さんおっしゃった部分については、非常に悩みましたが、やはり近隣等も含めて苦渋の選択で、こういう形で今回提出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

なかなか難しい、かなりの金額だから、簡単にここでどうこうと、いろいろ検討はされたと思いますけど、あと1つ委員会のほうでも勉強会の際にお願いしたけど、市民に対して十分分かるような、理解できる、わあ、これは上がったということを実感として感じるわけですよ。だけど、その前に周知しておく、その時点である程度の理解、また、苦情もこっちに来るかもしれんけど、早目にしたほうがいいと思いますので、その点、市長のほうにその所見をお聞きしたい。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、末吉議員がおっしゃった分については、重々対応してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

なければ質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第22 議案第13号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第22. 議案第13号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）（登壇）

議案第13号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、デジタル手続法が施行されたことに伴い、住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、条例で定める手数料の根拠法令を整理する必要性が生じたため、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、住民基本台帳法第15条の4及び第21条の3の規定により、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の交付が制度化されましたので、その交付に係る手数料の根拠法令を整理するとともに、その料金について1通または1件当たり200円とする旨、別表に追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第23 議案第14号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第23. 議案第14号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）（登壇）

皆様こんにちは。それでは、議案第14号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本市の一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づき、令和2年度より任期を定めて採用する教育職員の給与等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

現在、市内の中学校において少人数学級を推進するために任用しております教育職員につきましては、教諭免許を取得し、教育に関し専門的な知識経験または優れた識見を一定期間活用して遂行する業務を行うことから、本市の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づく任期付職員での採用となりますが、県の教育職との均衡を図るため、通常の任期付職員とは別に給与条例を定めるものでございます。

条例の内容につきましては、第1条に制定の趣旨を、第2条から第4条までは給与の種類、給料の定義、給料表について定めております。

第5条では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に基づく教職調整額について定めております。

第6条から第14条までは各種手当について、第17条では教育職員の正規の時間を超える勤務につきまして、原則時間外勤務を命じないことを規定しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第24 議案第15号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第24. 議案第15号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）（登壇）

議案第15号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、提出の理由を御説明申し上げます。

本件は、瀬高小学校開校に伴い本郷小学校が閉校となることから、利用に供する学校施設の一部を変更する必要があるため、条例を改正するものでございます。

具体的には、別表に掲げる屋内施設から、本郷小学校教室・ランチルームの項目を削除するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第25 議案第16号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第25. 議案第16号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）（登壇）

議案第16号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、瀬高小学校の開校に伴う本郷小学校、上庄小学校の閉校により、利用に供する学校施設設備の一部を変更する必要があるため、条例を改正するものでございます。

具体的には、閉校となる本郷小学校と上庄小学校の体育館、運動場につきまして、地域住民のスポーツ及びレクリエーションの場として有効活用を図るため、第2条の表に追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第26 議案第17号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第26. 議案第17号 みやま市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾 博君）（登壇）

改めまして、こんにちは。それでは、議案第17号 みやま市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、先ほど議案第3号で提案いたしましたコミュニティバス運行条例の改正と関連いたしますが、高齢者及び障がい者の利用に限定した市総合保健福祉センターと市が運行するコミュニティバスとのセット券を発行するため、条例の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、総合保健福祉センターの一般使用料1回分とコミュニティバス使用料2回分をセットにした券を販売し、市内に住所を有する65歳以上の高齢者及び障がい者の総合保健福祉センター利用について促進を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27 議案第18号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第27. 議案第18号 みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。築地原市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（築地原良太君）（登壇）

議案第18号 みやま市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆる人権三法が制定されたことを踏まえ、所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、法の趣旨を明確にするために、条例名の「あらゆる差別」という文言の前に「部落差別をはじめとする」を加え、条文中に法律で定める地方公共団体の責務等を追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は総務常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第28 議案第19号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第28. 議案第19号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第19号 みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、バイオマスセンターの稼働に伴い、飯江川衛生センターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理業務が終了いたしましたために、条例を改正するものでございます。

飯江川衛生センターにつきましては、し尿及び浄化槽汚泥の搬入が平成31年3月に終了し、令和元年12月をもって、受入槽から放流槽までの清掃作業を完了いたしております。

このことから、し尿及び浄化槽汚泥の処理がバイオマスセンターへ移行するため、廃棄物処理施設の名称及び位置を変更するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第19号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第29 議案第20号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第29. 議案第20号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

議案第20号 みやま市バイオマスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、バイオマスセンター内の研修施設の利便性の向上及び利用者の増加を目的として、利用料、開業時間等の見直しを行うため、条例を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、平成30年度に旧山川南部小学校の校舎を改装し、カフェ、食品加工室、シェアオフィス等を整備しました「ルフラン」の研修施設につきまして、利便性の向上及び利用者の増加を図る観点から、市内市外の料金の区別をなくし、シェアオフィス及び直売所の利用料を変更するなど、現行の利用条件を緩和するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第20号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第30 議案第21号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第30. 議案第21号 みやま市葬斎場条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）（登壇）

議案第21号 みやま市葬斎場条例を廃止する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和2年4月1日に有明生活環境施設組合の有峰苑みやま柳川が新規に稼働することに伴い、市の葬斎業務を移管し、令和2年3月31日をもって瀬高葬斎場を閉鎖するため、条例を廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第21号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第31 議案第22号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第31. 議案第22号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

それでは、議案第22号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法の規定により、市道路線の廃止をするものであります。

丹花・廣瀬線につきましては、県道湯辺田瀬高線の道路整備に伴う市道路線の起点、終点の変更のために廃止するものでございます。

次に、追分・野内線につきましては、県事業により道路整備を行うために廃止するものでございます。

次に、向田7号線につきましては、開発行為等による道路の寄附に伴い、市道路線の終点の変更のために廃止するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第22号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第32 議案第23号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第32. 議案第23号 みやま市道路線の認定について、提案理由の説明を求めます。富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）（登壇）

議案第23号 みやま市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

丹花・廣瀬線につきましては、県道湯辺田瀬高線の道路整備に伴い、起点、終点を整理し認定するものでございます。

次に、向田7号線、向田8号線及び香の江12号線につきましては、開発行為等により道路の寄附を受けたもので、新たに市道路線として認定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第23号は産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第33 議案第24号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第33. 議案第24号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

改めまして、皆様こんにちは。議案第24号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第9号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算にそれぞれ417,279千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,611,555千円といたしております。

まず、予算書6ページの第2表繰越明許費でございます。計画に関する諸条件によるものや令和元年度の国の補正予算に伴い追加いたします事業など、年度内に完成が見込めない事業につきまして、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、予算書7ページの第3表債務負担行為補正でございます。翌年度以降に債務を負担するため、県営事業に係る土地改良区の借入れについて、償還金の助成金を追加いたしております。

また、8ページの債務負担行為の変更は、入札結果等により翌年度以降の限度額を減額するものでございます。

続きまして、予算書9ページの第4表地方債補正の追加は、国の補正予算に応じた小中学校の校内LAN整備などについて、市債を追加するものでございます。

また、予算書10ページの市債の変更は、入札残など各事業費の増減に伴い変更を行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明を申し上げます。予算書13ページからでございます。

まず、1款4項. 市たばこ税は、本数の減少などに伴い、決算見込みにより減額いたしております。

次に、予算書14ページの10款. 地方交付税は、決算見込みにより一般財源を調整して追加いたしております。

続いて、予算書15ページ、12款1項1目. 民生費負担金は、保育所入所児童数の増により、保護者負担金を追加いたしております。

次に、予算書16ページの14款1項. 国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費負担金の追加のほか、公共土木施設災害復旧費負担金の減額などを歳出予算と連動して計上いたしております。

続きまして、予算書17ページの14款2項. 国庫補助金は、消費税増税に合わせて実施したプレミアム付商品券事業の決算見込みによる減額や狭あい道路整備事業の実績による減額のほか、国の補正予算に応じた小中学校の校内LAN整備事業費補助金等を追加いたしております。

次に、予算書18ページ、15款1項. 県負担金は、国庫負担金と同様に、国民健康保険基盤安定負担金の減額や障害者自立支援給付費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の追加など、歳出予算と連動して計上いたしております。

続きまして、予算書19ページの15款2項. 県補助金は、農作物の高収益化のための施設整備事業やため池ハザードマップ作成等に係る入札結果により減額をいたしております。

次に、予算書20ページの16款1項2目. 財政調整基金利子は、今年1月に売却しました国債の運用益について、不足額を追加補正するものでございます。

次に、予算書21ページ、17款1項1目のふるさと寄附金は、返礼品の拡充等により寄附金の増が見込まれることから、追加補正するものでございます。

また、4目. 農林水産業費寄附金は、株式会社道の駅みやまから収益金寄附金20,500千円を計上いたしております。

次に、予算書22ページ、19款1項1目の前年度繰越金は、一般財源を調整して計上いたしております。

続いて、予算書23ページ、20款4項4目の消防団員退職報償金は、実績に応じて減額いたしております。また、プレミアム付商品券販売収入は、決算見込みに応じて減額をいたしております。

次に、予算書24ページ、21款の市債は、衛生債、過疎対策事業債及び災害復旧債について採択状況や実績に応じた調整を行うとともに、小中学校の校内LAN整備事業に対する教育債を追加計上いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。歳出予算は、国の補正予算に伴うもの、また、入札結果や決算見込みに応じて調整し、計上いたしております。

25ページからでございます。

まず、1款1項1目の市議会運営費は、決算見込みにより不用額を減額いたしております。

次に、予算書26ページをお願いいたします。

2款1項、総務管理費でございますが、6目の企画事務費は、ふるさと寄附金の増が見込まれるため、返礼品及び通信運搬費等の不足分19,700千円を追加するものでございます。

9目、基金費は291,641千円を計上いたしております。

そのうち財政調整基金積立金は、国債売却等により積立金が不足するため追加するものでございます。

減債基金積立金は、後年度の市債の償還に備えるため、150,000千円を計上いたしております。

まちづくり振興基金積立金は44,000千円を減額し、ふるさと納税の寄附者の意向に応じて、教育振興基金、福祉振興基金、農林水産業振興基金、環境衛生施設整備基金へ組替え等を行っております。

また、福祉振興基金積立金は、ふるさと寄附金分に加え、昨年3月に解散しました旧東山老人ホーム組合の清算残金72,500千円を積み立てることといたしております。

農林水産業振興基金積立金も同様に、ふるさと寄附金分に加えて、株式会社道の駅みやまの収益寄附金等を追加いたしております。

次に、予算書28ページ、2款3項1目の個人番号カード交付事務費は、地方公共団体情報システム機構に交付しますマイナンバーカード発行事務費の不足額1,508千円を追加するものでございます。

続きまして、予算書29ページ、3款、民生費についてでございますが、3款1項1目、社会福祉総務費のうち、低所得者子育て世帯プレミアム商品券事業費は、申請者数が当初の約半数程度と見込まれることから、プレミアム付商品券交付金1億円のほか、決算見込みに応じて減額いたしております。また、国民健康保険事業特別会計等への繰出金を減額いたして

おります。

4目．障害者福祉費は、自立支援給付費63,908千円の追加など、決算見込みに応じて調整いたしております。

次に、予算書30ページ、3款2項．児童福祉費は、第3子以降の出産の増加に伴い1,000千円を追加補正いたしますほか、入園者の増加や保育士等職員の処遇改善による公定価格の引上げ等に伴います子どものための教育・保育給付費100,451千円の追加や、全部受給の受給者見込件数の増加により児童扶養手当5,118千円の追加等を計上いたしております。

次に、予算書31ページの4款1項1目．保健衛生総務費は、健康情報管理システムの更新に伴います入札結果に応じて減額をいたしております。

続きまして、予算書32ページの4款2項1目．清掃総務費は、新ごみ処理施設整備事業の起債の変更に伴い、財源内訳を変更するものでございます。

次に、予算書33ページの6款1項．農業費でございますが、3目．農業振興費、5目．農地費及び8目．国土調査費は、入札結果や事業実績に応じて減額補正をするものでございます。

また、7目．土地基盤整備費は、県営の三池干拓水路改修事業について、来年度事業を前倒して実施されることから、県負担金22,500千円を追加するものでございます。

次に、予算書34ページ、7款1項2目のプレミアム商品券補助事業費は、商工会が行うプレミアム商品券事業への補助でございますが、国の低所得者子育て世帯プレミアム商品券事業と時期が重なったことから、事業規模を縮小されたため減額するものでございます。

続きまして、予算書35ページの8款2項3目．道路新設改良費及び予算書36ページの8款3項1目．河川総務費は、地権者との一部用地交渉が進まなかったことなどにより減額するものでございます。

続いて、予算書37ページ、9款1項．消防費は、消防団員退職報償金を実績に応じて減額いたしますほか、消火栓維持費負担金3,500千円を追加いたしております。水道管の布設替え工事に伴います消火栓の新設及び更新による水道事業への負担金で、実績に応じて計上いたしております。

次に、予算書38ページ、10款1項．教育総務費は、文部科学省が掲げますG I G Aスクール構想実現のための国の補正予算に応じ、各小中学校に校内無線LANを設置する工事費等260,275千円を追加するものでございます。

続きまして、予算書39ページの10款4項3目の文化財発掘調査費は、みやま柳川インターチェンジ北側産業団地の文化財発掘調査の開始時期が遅れたことから、不用額を減額するものでございます。

最後に、予算書40ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費は、入札結果により不用額を減額しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

予算書でいくと38ページ、端的にお伺いします。

国の政策とはいえ、校内無線LAN工事を260,000千円ぐらいかけてやると、具体的にもうちょっと中身を教えてください。

児童・生徒一人一人にパソコンを持っていくんでしょうけど、児童・生徒が年々うちも何十名単位で減っていく中で、今年、一人一人に設置したと——採用は繰越明許で来年度ですけど——設置したとして、数十台が余ってくるわけですね。その辺を含めてどういう環境整備をやっていくのか、具体的な内容とオーバーした数というか、余っていくのをどうふうに今後やっていくのか、維持管理方法も含めて教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

この件につきましては、学校教育課長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

藤吉学校教育課長。

○学校教育課長（藤吉裕治君）

今、議員から御質問がありましたG I G Aスクール構想の予定と申しますか、ロードマップについて説明をしながら、お答えさせていただきたいと思います。（「国の内容は要りません」と呼ぶ者あり）

みやま市の予定としましては、令和2年度からパソコンを整備していく。順番としては、

小学校5、6年生と中学生がスタートということになります。その後は全ての学校に行き渡るように、4年をかけて全員に行き渡るようにパソコンを整備していく予定でございます。

その前段としまして、今回、補正予算をお願いしているわけですが、学校内に大容量で高速な通信ネットワークを整備する必要があります。これの費用に関しましては、確かに議員おっしゃるように学校再編の統合の影響も加味しながら、五、六年先を見通した計画をつくっていくつもりでございます。

先ほど御質問にありましたように、パソコンが余っていくのではないかというふうなことに関しましては、これから令和5年までかけて少しずつ整備をしていくという形になりますので、その間の調整は図っていけるのかなというふうには思っております。

とにかくパソコンの整備に関しましては、日進月歩、非常に変化が激しいかなというふうには思っておりますので、5年、10年のスパンで計画的に整備をしていこうというふうには考えております。

以上でございます。（「何も言うてくれんけど。環境」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

無線LANの環境、どんなふうに整備するかということですかね。（「パソコンルームがあるのは分かるけど、5、6年生の教室を全部していくのか、全学校どういうふうに環境を、例えば、Wi-Fi環境というのが入っているけど、具体的にどういうパソコンで、Windows 10を入れるのか、その辺の環境も含めて教えてください」と呼ぶ者あり）

藤吉学校教育課長。

○学校教育課長（藤吉裕治君）

失礼しました。パソコンの種類に関しましては、福岡県で取りまとめて共同調達という形で進めていきます。要望として、どのようなOS、どのようなパソコンを使うか、45千円が限度となっておりますので、その範囲内で調達できる仕組みを県のほうに依頼して、県が共同調達をしていくという形で進んでいきます。

それから、学校内の校内LANの環境整備でございますけれども、できる限り全ての教室及び特別教室にWi-Fiの環境が整うように整備をしております。

国の要望としまして、非常に高速大容量の通信が可能な設備を、今現時点で最高の設備を整えなさいと、そうでないと補助金も出ないという形になっておりますので、今現時点で考えられる大容量高速の校内LANの線の配備及び全ての端末がつながって、十分に通信がで

きる環境を整えるWi-Fiの機器、そういったものを整備する予定でございます。よろしいでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

今おっしゃったLAN環境ということは、Wi-Fiなの、LANなの。有線なの、無線なの。それと、特別教室に配置するということですが、まずは5、6年生ということであれば、5、6年の教室もやるんですか。それとも特別教室、今、各学校にパソコンルームがありますよね。そこだけをするのか。それでWi-Fiを引いた場合に、どこの教室までするかということは、教室によっては全校範囲内がWi-Fiで使えるようになってきますよね。何を心配するか。子供はゲームがどこでも学校の中だったらできるようになるわけですよ。パスワードは当然分かるでしょうからね。その辺の環境はどういうふうにされるのか。

それと、課長おっしゃったとおり、次、具体的に言うと、清水、水上が三、四年先には統廃合になったら、東山中学校が瀬中に来るとか考えたら、清水、水上なんかは要らんわけですよ。要らんようになってくる予定ですよ。その辺をどう考えて整備されるのか、そこを教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

藤吉学校教育課長。

○学校教育課長（藤吉裕治君）

今回、Wi-Fiの整備に関しましては、学校全体にまずLAN工事をしまして、有線で引き回します。その節々から無線LANを飛ばすという形態を取りますので、一気にWi-Fiの工事も完了するというのを予定しております。令和2年度の実行予定になっています。

それから、学校の統廃合に関して、今後いろいろ動きが出てまいるかと思えます。議員おっしゃるように、各学校においては、せっかく設備したものが無駄になっていくというふうな状況も出てくるかと思えますので、そこは冒頭申し上げましたように、今後5年、10年の計画を見据えて、例えば、その予定が近い学校においては、端末を単独で通信ができる、いわゆるLTEでSIMカードも入れられるようなパソコンを導入することも考えながら、整備の方針を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（荒巻隆伸君）

11番壇康夫君。

○11番（壇 康夫君）

先ほど聞いたことと重複しますが、LANを各教室までは有線で引いて、教室の中はWi-Fiでと、無線でということですね。そうすると、先ほど言ったように、特別教室だけやるのか、5、6年、最終的には全児童・生徒になっていくんでしょうけど、その教室の範疇というか、幾つ教室を考えてあるのか、具体的にそこが分かれば。

それと、今回市債で半額組んでありますけど、維持管理費は全部みやま市が負担でしょう。そうすると、その辺の台数管理も含めて、予算的にどういうふうに具体的に検討、内容を見ながらということで、具体的に教えてくれませんか。例えば、東山中学校は半分しか置きませんとか、清水、水上は置きませんか、その辺の予定、全数置いて引き揚げる、それを有効活用することを考えるのか、その辺を教えてください。そうしないと、子供に対する教育の格差が出てきますから。お願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

藤吉学校教育課長。

○学校教育課長（藤吉裕治君）

まず、学校の教室には全てWi-Fiが届くような環境を整えていきます。と申しますのは、パソコンはいわゆる特別教室で使うだけのものではなくて、文房具と同様に、常に子供たちが扱っていくというような使い方、鉛筆や消しゴムと同様に、そばに置いてパソコンを利用した授業ができるような環境を整えていく予定でございますので、ほぼ全ての教室に高速通信ができる環境が整うような形を取っていくこととさせていただきます。

それから、学校によっては施設が重なりますけれども、整備が無駄になっていく可能性というのは、例えば、先ほどちらっと申し上げましたけれども、単体で通信ができるパソコンを用意しますと、その通信に係る費用というのは非常に金額が張ってくるかなというふうに思います。1台当たり、例えば、月1千円かかりますと、非常に高額な通信費が発生してきまして、これに関しては国の補助はございません。ですので、できればWi-Fi環境を整えて、全てのパソコンが無線LANでつながるといった形を取っていくほうが将来的な費用としては安く上がるのかなというふうなことは今考えておりますけれども、どちらが費用対効果が高いかということをしっかり計画を立てながらやっていく必要があるかというふう

に思っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

12時20分になりましたので、この議案第24号の質疑から、午後からの会議で行いたいと思いますけど、ここで休憩をさせていただいて、午後の再開を1時半としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

暫時休憩いたします。再開は1時半、議案第24号の質疑から再開をまいりますので、よろしくをお願いします。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩前を閉じまして、会議を再開してまいります。

午前中、議案第24号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第9号）についての質疑の途中になっておりましたので、質疑から再開をまいりますので、よろしくお願いたします。

まず、8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

21ページ、17款．寄附金についてお尋ねします。

この中で、農林水産業費の寄附金で、道の駅収益金寄附金となっておりますが、この額20,500千円ですが、これは固定した額なのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

道の駅の寄附金でございますけれども、固定した額ではございませんで、その年度の決算状況に応じてこれまで寄附金をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

8 番前原武美君。

○8 番（前原武美君）

これにつきましては、毎年6月に決算報告が議会議場で報告がありますので、詳しくはそのときにお聞きしたいんですが、近年、このみやまの道の駅は県内2番目という売上げを誇っています。ということは、売上げが上がって行って、この収益の還元とっていいかどうか分かりませんが、それによってこの額が決定しているというふうに思いますが、県内2番目ということなら相当利益が上がっているんじゃないかと、決算を見てみたら分かるんですが、それでいけば、この20,500千円という部分がどのようにして確定されたのか、若干、決算の前に分かるなら、そこら辺も教えていただきたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

道の駅の寄附金でございますけれども、平成23年度から10,000千円でございますけれども、平成23年度から令和元年度まで10,000千円であったり、15,000千円であったり、多い年は20,000千円であったり、その年度の決算状況において寄附金を頂いているところでございます。

さきの道の駅の取締役会でこの寄附金の額のことについて協議いたしましたところ、市の固定資産台帳から建物等の減価償却を計算してみたらどうかという以前からの協議もございまして、今後はそれをもとに寄附金を頂こうかということにいたしております。概ね20,000千円ぐらいで推移いたしますので、減価償却相当額をもとに寄附金を頂こうかと思っております。

それから、剰余金の活用につきまして、これまで株式会社道の駅の利益剰余金でずっと積立てをいたしております。今、2億円弱、180,000千円ほど平成30年度末で残高がございますけれども、今後、道の駅の剰余金の額につきましては、どうするかにつきまして、今、協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

8 番前原武美君。

○8 番（前原武美君）

ちょっと質問外までお答えいただきまして、ありがとうございます。

それは、6月の段階でさせていただきたいと思いますが、ともかくも、先ほど言います、この寄附金の中で、これは目的積立基金としてされてあります。将来の道の駅の建て替えということになっていると思いますが、寄附金とその建て替え目的の積立基金とちょっと若干目的が合わないような気がするんですけど、これも含めて6月の段階で聞かせていただきます。先ほど言います、今日は額の変動だけにとどめておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

これは確認なんですけど、26ページ、総務費の中の基金、これは右のほうで、それぞれの基金に分けてされておりますけど、これはふるさと納税の基金プラスほかの部分も入っているということやったけど、基金の在り方を見直したようなことをここに書いてあるのか、確認の意味で教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

お答えします。

ふるさと寄附金について、今のところはまちづくり振興基金の中に一旦ためて、それを今回、補正予算で寄附者の目的に沿った基金にそれぞれ振り分けているというふうな形を今までとってきていたところでございます。

ただ、以前から御指摘がっておりますように、ふるさと納税の寄附金がなかなか見えにくいというところで、見える化を図るというところで、まちづくり寄附金の基金を新たにつくりたいというふうには考えているところでございます。

ですので、来年度中にはそういった基金をつかって、そちらのほうにふるさと納税で集まってきた部分については積んでいこうというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

私は振替が終わってこういう形になると思うとったけど、そうじゃなくて、それを新年度でそういうふうやっていくということですね、そういうことですか。

そしたらば、ちょうどふるさと納税の目的と合致するような形になっただけから、そういうふう勘違いしましたけど。そしたらそれは今、私が質問した事項については新年度でやっていくということで理解したらよろしいでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）

来年度で基金を新たに創設したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

39ページ、資料の10ページ、文化財保護費でございますが、以前から私、この団地の造成について再三再四質問をしてきたところでございますけど、予算委員会のほうでもちょっと質問しようかなと思ったんですが、この回、これにまず1点目、これは産業団地と言うのか、企業団地と言うのか、工業団地と言うのか、この整理を一つお願いしたいと。企業団地と言ったり、産業団地と言ったり、いろいろありますので、この整理をお願いしたいと。どれが正しいのかというのが1つと、ここに16,000千円の減額になっております。この理由として、ここに産業団地発掘調査の開始が遅れたためと、そういう理由でございますが、これは取りかかりが遅れたのか、発掘調査時の何らかの理由で遅れたのか、そこら辺の御説明をお願いしたいと思います。まず、それを1問目としてお聞きします。

○議長（荒巻隆伸君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

まず、名称についてでございますけれども、これにつきましてはきちんと統一した形で、

本来の業務であれば、これは環境経済部の業務になりますので、それと合わせた形で文化財発掘のほうの名称もきちんとそろえていきたいというふうに思っております。

それから、遅れた理由ということでございますけれども、まず、この作業に入るためには発掘の作業員さん、それからまた作業員さん等を指導するある程度知識を持った、ここには嘱託職員ということで表示をしておりますけれども、その募集等をかけております。

ただし、そういった募集に対して応募が当初少なかったということで、なかなか着手ができなかったという状況がございます。

ただ、11月後半になりまして、ある程度の人数を確保できましたので、その部分からは作業を具体的に始めております。今のところ、ある程度人間がそろいまして、作業を進めております。

ただ、その間の発掘作業員さん等の人件費等については、減額補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

名称については、環境経済部と話し合っていくということですか。

以前から教育部と環境経済部、これは横のつながりしっかりせんですかという申し入れはしとったわけですね。今さらそういうことを言いよったっちゃおかしかじやなかですか。もう早うからこれは申し入れしとる。私は再三再四この団地の件については質問をしてきたわけでございます。

それで、今、話し合っていて、何が正解なのか、企業団地と言う人もおれば、産業団地と言う人もおるし、また中には工業団地と言う方がいらっしゃいます。これはしっかり整理をしていただきたいというのと、16,000千円の減額、これは今、昨年11月から始まったということですが、令和4年には造成を完了するという回答を得とるわけですね。これもまた何遍も質問をして、一向に変化ございませんと強く言われたわけですが、この16,000千円の減額について、この令和4年の造成完了という見込みはどうかということをお聞きいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

ちょっと待ってください。

瀬口議員の質問の名称、企業団地、産業団地、その件について、環境経済部長が答弁をしたいということですので、先に環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

議員御指摘のとおり、みやま柳川インター前の北側の企業用地等の造成につきまして、名称が一時期、工業団地と言ったり、企業団地と言ったりしておるのは確かでございます。

今般、法律の改正がございまして、農村産業法を活用することで転用を検討いたしておりますので、今後は工業に限らず、場合によっては流通業とかもございまして、産業団地ということで統一をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。今後の資料はなるべく産業団地ということで統一させていただきたいというふうに思っております。

それから、造成の完了の見込みでございますけれども、現在のところ、令和4年3月（85ページで訂正）ですね、変更は、遅れはしないということで、従来どおりの計画でいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

野田教育部長。

○教育部長（野田圭一郎君）

先ほど環境経済部長のほうからありましたように、最後の時期が決まっておる部分でございます。

教育委員会としましても、それに間に合うように精力的に調査、そういった業務を行っていきたいというふうに思っています。

ただ、先ほど申し上げましたように、着工が少し、1か月半、2か月近く遅れておりますけれども、その分をその期間で取り戻していきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

名称が決まりましたというか、少しずつは産業団地という言葉は使ってたわけですね。

ただ、今、言いましたように、企業団地とか、工業団地とかいう名称がいろんな使われ方しとったもんで、再確認という形でしたわけですが、一、二か月遅れても令和4年に造成が完成するという事だったら、最初からもうちょっと早うなとったじゃなかつかなと疑われるわけですね。ちょっとさば読んどんなったじゃなかつかなと。

私たちとすれば、一日でも早く造成をしていただきたいという申し入れはしとったわけですね。そういうことで、令和4年には遅れんということでございますが、もう一つ、今さっき言われた、これが遅れたのが最大の理由ということですが、さっき言われました農村産業法かな、それに変わって、これを開発するに当たっては、企業は1つでも優先というか、企業が誘致されとらんとこの発掘調査とかはできんというようなことがあったと思うのですが、その件についてはうまくいきよととですかね。これを最後に、それだけ質問して終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

農村産業法の活用で、農業農振地域の除外、それから転用を予定いたしております、その土地が文化財の包蔵地であったから文化財の発掘調査をやっているところでございます。

文化財の発掘は、農地の一時転用許可でやっております、一時的に転用して発掘調査をやっております、また農地にすぐ戻るものでございます。農地を造成するに当たりましては、きちんとした農産法の適用が必要でございまして、その際には進出いただく企業の概ねの業種とか、そういう増加する雇用の見込みとか、そういった計画書を出して、県の許可が必要でございますので、そういった許可を正式にとるための必要な企業を今後、合わせて見つけていくことといたしています。

文化財の発掘とはまた別に、そういった企業を合わせて見つけまして、農産法の適用による除外転用が必要となるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいでしょうか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

一企業でも、先に打合せを、こちらのほうにもう参入しましたよという企業とある程度打合せをしてからじゃなかと県のほうへの申請ができんという話じゃなかですか。

○議長（荒巻隆伸君）

環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

先ほど申しましたとおり、進出いただく企業を概ね内定した上で、その業種、それから増加する、雇用数とか、産業の形態も含めて申請をすることになりますので、進出していただく企業とはその段階で内定の状況にないといけないということになります。ですから、県の申請に当たりましては、進出していただく企業を概ね決めておかないといけないということでございますので、その旨、合わせてこういった経済状況ではございますけれども、進出していただく企業を見つける必要があるということで、御理解いただきたいと思います。

内定の段階じゃないと申請できないということでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですね。

ほかに。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

今回、つけてもらっている補正予算の資料の1ページ目のふるさと納税報償費についてです。

40,000千円収入のほうで補正を組んでいただいて、150,000千円から190,000千円と伸びておる、大変喜ばしい数字だと思います。

その中で、12,000千円の報償費の補正を組んでありますが、具体的にどんな返礼品が伸びているのか、お教えいただきたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今回、150,000千円の目標で、190,000千円ということで寄附の増額が増えてきております。

人気がある返礼品ということなんですけれども、今までと同じように、まずはあまおうのイチゴが断トツに一番人気がございます。その次に、今回、品目を50品目ぐらいから倍にし

まして、約100品目ぐらいに返礼品の数を増やしました。その中で、今までお米の分をブランド米を返礼品としていたんですけれども、今回、その量を増やしまして、みやまのお米ということで、白米とか玄米のほうを返礼品に加えました。それが現在、2番目に多いような人気になっております。

そのほかには、ノリの味付けノリセットとか、ミカンの缶詰、シャインマスカットというような順番での人気の商品になっております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

新たにみやま米と呼ばれるやつが伸びているということでした。

50品目から100品目に増えたということだったんですけど、私もネットとかを見ると結構高額な特産、農産物以外の品も増えているかと思えます。

こういった新たな返礼品の選定方法はこういった形で決められているのか、お教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

企画振興課長。

○企画振興課長（堤 則勝君）

お答えいたします。

選定方法といいますか、今回、品目を増やしていこうということで、いろんな支援業務を委託しまして、いろんな事業者のほうに呼びかけをしながら品目を増やしていったところで

す。

今まで出してもらっていた企業の方にもまた品目を増やしたり、新たな今回のスーツの関係とか、博多和牛ということでお肉を出してもらったりとか、そういった部分の新たな品目についてもいろんなお声かけをして、今回、増やしてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

さらなる拡充をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

ないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第24号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第24号の討論につきましては、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

なお、3番村上議員におかれましては、12月議会同様、挙手によつての採決ということで了承しておりますので、御承知おきをお願いします。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第24号 令和元年度みやま市一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第25号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第34. 議案第25号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第25号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ52,247千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,487,853千円といたしております。

それでは、歳入予算から御説明いたします。

予算書6ページをお願いいたします。

3款1項1目. 保険給付費等交付金は、歳出の決算見込みに応じて調整いたしております。また、7ページの5款1項1目の一般会計繰入金は、保険税軽減分などを国の定める基準により調整いたしております。

次に、8ページ、6款1項1目. 繰越金は、前年度繰越金の一般財源の額を調整して追加をいたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

予算書9ページからでございます。

2款1項1目. 一般被保険者療養給付費は、医療費の決算見込みに応じて被保険者負担金を追加いたしております。

次に、10ページ、4款1項1目. 特定健康診査等事業費は、決算見込みにより減額し調整いたしております。

最後に11ページ、7款1項3目. 償還金は、平成30年度普通交付金の返還金でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第25号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第25号 令和元年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第26号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第35. 議案第26号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第26号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算よりそれぞれ23,819千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ646,807千円といたしております。

まず、予算書6ページからの歳入予算でございますが、1款1項、後期高齢者医療保険料

は、普通徴収保険料を決算見込みにより減額いたしております。また、7ページの5款1項、一般会計繰入金は、額の確定により保険基盤安定繰入金を減額いたしております。

次に、予算書8ページの歳出予算でございます。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金及び基盤安定負担金を決算見込み等に応じて調整いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第26号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第26号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第26号 令和元年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第36 議案第27号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第36. 議案第27号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第27号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,210,591千円といたしております。介護保険事業の安定した運営を確保するため、介護給付費中期財政調整基金へ1億円を積み立てるものでございます。

予算書6ページの歳入予算は、8款1項1目の前年度繰越金の一般財源の額を調整し計上いたしております。

予算書7ページの歳出予算は、5款1項1目. 介護給付費中期財政調整基金積立金1億円を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第27号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒巻隆伸君）

起立多数です。よって、議案第27号 令和元年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第37～日程第41 議案第28号～議案第32号

○議長（荒巻隆伸君）

日程第37. 議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算から日程第41. 議案第32号 令和2年度みやま市用地特別会計予算までの5件について、提案理由の説明を求めます。木村財政課長。

○財政課長（木村勝幸君）（登壇）

それでは、議案第28号から議案第32号までの5件は、一般会計と特別会計の令和2年度当初予算をお願いするものでございます。提案理由につきましては、一括して御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第28号 令和2年度みやま市一般会計予算を御説明いたしますが、初めに地方自治法施行規則の改正によりまして、予算科目の一部が変更になっておりますので、御報告をいたします。

まず、歳入予算ですが、6款に法人事業税交付金が新しく追加をされ、以下1つずつ繰り下げとなっております。

それから、歳出予算ですが、地方公務員法等の改正によりまして、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、7節の賃金が廃止をされ、以下1つずつ繰り上げとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の1ページ、予算資料も1ページをお願いいたします。

令和2年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ19,577,000千円といたしております。

前年度と比較して1,282,000千円の増、率にしてプラス7.0%となっております。第2次総合計画策定後の初の当初予算となります令和2年度予算は、昨年に引き続き、総合市民センター建設事業などの大型建設事業を推進しますとともに、住みたい、住み続けたいと選ばれるまちを目指した、過去最大の積極型予算といたしております。

それでは、当初予算の具体的内容につきまして、まず歳入予算の主なものを予算書11ページの事項別明細書及び予算資料17、18ページの増減理由を中心に御説明いたします。

まず、市財政の根幹となります1款。市税は、法人市民税について、税率改正等による法人税割額の減により12.3%の減収を見込んでおります。一方、固定資産税は、償却資産の増等により2.3%の増収を見込んでおります。市税全体では、前年度の0.6%減の3,595,082千円を見込んでおります。

次に、2款から12款までの交付金等は、地方財政計画等に応じて計上いたしております。

6款。法人事業税交付金は、市町村の税源の偏在是正のため新たに創設をされたもので、11,000千円を見込んでおります。

以降、款が1つずつ繰り下がりがりまして、7款。地方消費税交付金は、昨年10月の消費税引上げによる増収を見込み、前年度比68,000千円の増、プラス10.6%の707,000千円を見込んでおります。

9款。環境性能割交付金は、消費税引上げに合わせて廃止された自動車取得税に代わって創設された環境性能割に対する交付金で、地方財政計画により前年度比45,000千円減の25,000千円を計上いたしております。

11款。地方交付税は、合併算定替の段階的縮減を見込む一方、市債償還の増加に応じた事業費補正分の増を考慮し、前年度比30,000千円の増の53億円を計上いたしております。

次に、15款。国庫支出金及び16款。県支出金は、歳出予算に応じて計上をいたしております。

15款。国庫支出金は2,547,500千円で、前年度比39,604千円の増、16款。県支出金は1,654,096千円で、前年度比68,024千円の増といたしております。いずれも昨年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴います子どものための教育・保育給付費負担金の増が主なもの

でございます。

次に、18款．寄附金は201,004千円、前年度比50,000千円の増でございます。返礼品の拡充等によりますふるさと寄附金の増を見込んでおります。

19款．繰入金は1,777,555千円で、前年度比384,450千円の増といたしております。財源調整を行うための財政調整基金繰入金1,440,000千円、公債費の償還に充てるための減債基金繰入金1億円などの取崩しを計上いたしております。また、ふるさと納税を活用するため、まちづくり振興基金の繰入れを増額いたしております。

最後に、22款．市債は2,772,500千円の借入れを見込んでおります。前年度比823,900千円の増、プラス42.3%となっております。そのうち、過疎対策事業債は2,147,100千円を計上し、前年度比993,700千円の大幅増となっております。特に総合市民センター建設事業や新ごみ処理施設整備事業などの大型建設事業には過疎対策事業債を有効に活用することといたしております。

続きまして、歳出予算の主な事項につきまして御説明いたします。

予算書13ページ、予算資料19ページの増減理由を中心に御説明をいたします。

まず、1款．議会費は173,205千円で、前年度比13,032千円の減といたしております。議会のインターネット配信機器の更新完了等によります減が主な要因でございます。

次に、2款．総務費は2,711,857千円、前年度比875,474千円の増、率にしてプラス47.7%の大幅増でございます。総合市民センター建設事業が主な要因でございます。

続いて、3款．民生費は7,089,697千円、前年度比85,176千円の増、プラス1.2%でございます。瀬高小学校の放課後児童クラブ施設整備工事費の増や幼児教育・保育の無償化に伴う施設型給付費の増が主な要因でございます。

次に、4款．衛生費は2,319,669千円、前年度比85,703千円の増、プラス3.8%でございます。新ごみ処理施設建設等に伴います有明生活環境施設組合負担金の増などが主な要因でございます。

次に、6款．農林水産費は1,379,773千円、前年度比175,333千円の増、率にしてプラス14.6%でございます。農業用水路等の維持工事費の増や三池干拓の水路改修事業に係る県事業負担金の増などにより増加をいたしております。

続いて、7款．商工費は286,308千円で、前年度比9,106千円の増、プラス3.3%でございます。みやま柳川インター北側の産業団地造成のための実施設計等委託料の増やJR瀬高駅

周辺活性化計画策定のための委託料の増が主な要因でございます。

次に、8款．土木費は1,545,212千円、前年度比297,872千円の減、マイナス16.2%といたしております。下楠田団地の建替工事の完了によります公営住宅整備事業費の減が主な要因でございます。

次に、9款．消防費は847,050千円を計上いたしております。前年度比121,914千円の増、プラス16.8%でございます。筑後地域消防指令センターの指令システムの部分改修に伴います負担金の増や消防団車両の更新による増などによるものでございます。

続いて、10款．教育費は1,713,130千円、前年度比61,312千円の増で、プラス3.7%となっております。学校給食費助成の対象を第2子まで拡大したこと及び産業団地造成に向けた埋蔵文化財発掘調査費の増などによるものでございます。

最後に、12款．公債費は1,465,473千円で、前年度比178,879千円の増、プラス13.9%でございます。平成27年度借入れの桜舞館小学校建設事業の元金償還が始まったことなどによります増でございます。

以上が、令和2年度一般会計予算の概要でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明いたします。各特別会計の状況につきましては、予算資料の15ページに一覧表をお示しいたしております。

ページの中ほどの公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、生活排水処理事業特別会計の3会計につきましては、地方公営企業法を適用した企業会計へ移行するために関係条例の一部改正をお願いしているところでございます。

それでは、議案第29号 令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算を御説明いたします。

予算書255ページをお願いいたします。

令和2年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,495,187千円といたしております。前年度と比較して59,360千円の増でございます。国民健康保険制度改革により、平成30年度から県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっておりますが、県への納付金に必要な財源を確保するため、国民健康保険税条例の一部改正をお願いしております。このため、国民健康保険税収入及び国保事業費納付金が増加をいたしております。

続いて、議案第30号 令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

予算書297ページをお願いいたします。

令和2年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ683,206千円といたしております。前年度と比較して12,371千円の増でございます。歳入では、被保険者の軽減制度の見直しによる保険料収入の増及び広域連合の事務費負担金の増加による繰入金が増となっております、これに伴い、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んでおります。

次に、議案第31号 令和2年度みやま市介護保険事業特別会計予算でございます。

予算書325ページをお願いいたします。

令和2年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,130,861千円といたしております。前年度と比較し79,099千円の増、プラス1.6%でございますが、そのうち介護保険事業勘定の総額を5,116,308千円と、介護サービス事業勘定の総額を14,553千円といたしております。3か年計画であります第7期介護保険事業計画の最終年度に当たり、この計画に応じて保険給付費を見込み計上いたしております。また、要支援者などに対する介護予防事業や包括的支援事業費を計上いたしております。

最後に、議案第32号 令和2年度みやま市用地特別会計予算でございます。

予算書397ページをお願いいたします。

令和2年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため用地を先行取得することを目的に設置いたしておりますが、令和2年度も事業計画がございませんので、費目のみ計上をいたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

日程第42～日程第43 議案第33号～議案第34号

○議長（荒巻隆伸君）

続きます。日程第42. 議案第33号 令和2年度みやま市上水道事業会計予算及び日程第43. 議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算についての2件について、提案理由の説明を求めます。甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）（登壇）

改めましてこんにちは。議案第33号 令和2年度みやま市水道事業会計予算及び議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

予算書407ページをお願いいたします。

まず、令和2年度水道事業会計予算につきましては、第2条、業務の予定量として、給水戸数1万1,600戸、年間総給水量246万立方メートル、1日平均給水量6,740立方メートルと見込み、編成いたしております。

それでは、予算案の内容について、まず、第3条、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を555,782千円、事業費用を528,039千円といたしております。事業収益につきましては、営業収益として水道料金等を505,475千円、また営業外収益として繰入金等を50,304千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、受水費、修繕費及び減価償却費等を496,538千円、また営業外費用として、企業債の支払利息等を28,750千円計上いたしております。

予算書408ページをお願いいたします。

次に、第4条、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。収入を103,167千円、支出を340,557千円といたしております。

収入につきましては、企業債50,000千円、出資金42,457千円、工事負担金6,200千円、国庫補助金1,500千円、他会計補助金3,010千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として248,640千円、企業債償還金といたしまして87,916千円を計上いたしております。

収入額が支出額に対して不足する237,390千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。

補填財源の明細を441ページに記載しておりますので御参照ください。

続きまして、議案第34号 令和2年度みやま市下水道事業会計予算ですが、令和2年度より企業会計へ移行いたしますので、今までの3つの特別会計予算を1つの事業会計予算に集約しての御提案となります。

予算書443ページからになります。

なお、各事業ごとの予算書を別添予算資料に添付しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

令和2年度予算につきましては、第2条、業務の予定量として接続戸数4,770戸、主な建

設改良事業につきましては、公共下水道管渠整備事業として284,500千円、浄化槽整備事業として198,000千円を予定しております。

それでは予算案の内容について、まず、第3条、収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を709,636千円、事業費用を697,399千円といたしております。事業収益につきましては、営業収益として使用料等を282,440千円、また営業外収益として他会計補助金等を427,196千円と見込んでおります。

事業費用につきましては、営業費用として人件費、処理場等の維持管理費、設計等の委託料及び減価償却費等を650,024千円、また営業外費用として、企業債の支払利息を42,313千円計上いたしております。

予算書444ページをお願いいたします。

次に、第4条、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。収入を579,721千円、支出を696,210千円といたしております。

収入につきましては、企業債189,800千円、他会計出資金34,366千円、他会計補助金166,625千円、国庫補助金144,076千円、県補助金14,853千円、分担金及び負担金30,001千円を見込んでおります。

支出につきましては、建設改良費として550,309千円、企業債償還金といたしまして129,095千円を計上いたしております。

収入額が支出額に対して不足する116,489千円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたします。

補填財源の明細を473ページに記載しておりますので、御参照ください。

次に、4条の2、特例的収入及び支出について御説明申し上げます。

令和2年度より地方公営企業法を適用し、企業会計へ移行いたしますために法適用の前年度は打切り決算となり、出納閉鎖期間はありません。この特例的収入及び支出とは、法適用前年度において発生した債権に係る未収入額、また債務に係る未払金を法適用年度の債権、または債務として整理するものです。今までの特別会計では出納閉鎖期間での収入、支出となっていたものです。

特例的収入につきましては80,287千円、特例的支出といたしましては99,103千円を計上しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

ただいまから令和2年度予算の審議に入りますが、今後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査することにしておりますので、質疑については簡潔にお願いをしたいと思います。

質疑は、議案第28号から議案第34号まで一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第34号までの7件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第34号までの7件は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

日程第44 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙

○議長（荒巻隆伸君）

日程第44. 柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定によりまして、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。

柳川みやま土木組合議会議員に、10番瀬口健君を指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました瀬口健君を柳川みやま土木組合議会議員の補欠選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名いたしました瀬口健君が柳川みやま土木組合議会議員に当選をされました。

当選されました瀬口健君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は3月4日となっておりますので、御承知おきます。

午後2時26分 散会